

# 第1章 計画の策定にあたって



## 1 計画策定の趣旨

西東京市は、平成 16（2004）年 3 月に「西東京市男女平等参画推進計画」を策定し、平成 20（2008）年 4 月には男女平等参画推進の拠点施設として「男女平等推進センター パリテ」を開館しました。その後、第 2 次、第 3 次、第 4 次の計画を策定し、男女平等参画社会の実現に向けて積極的に施策を展開してきました。

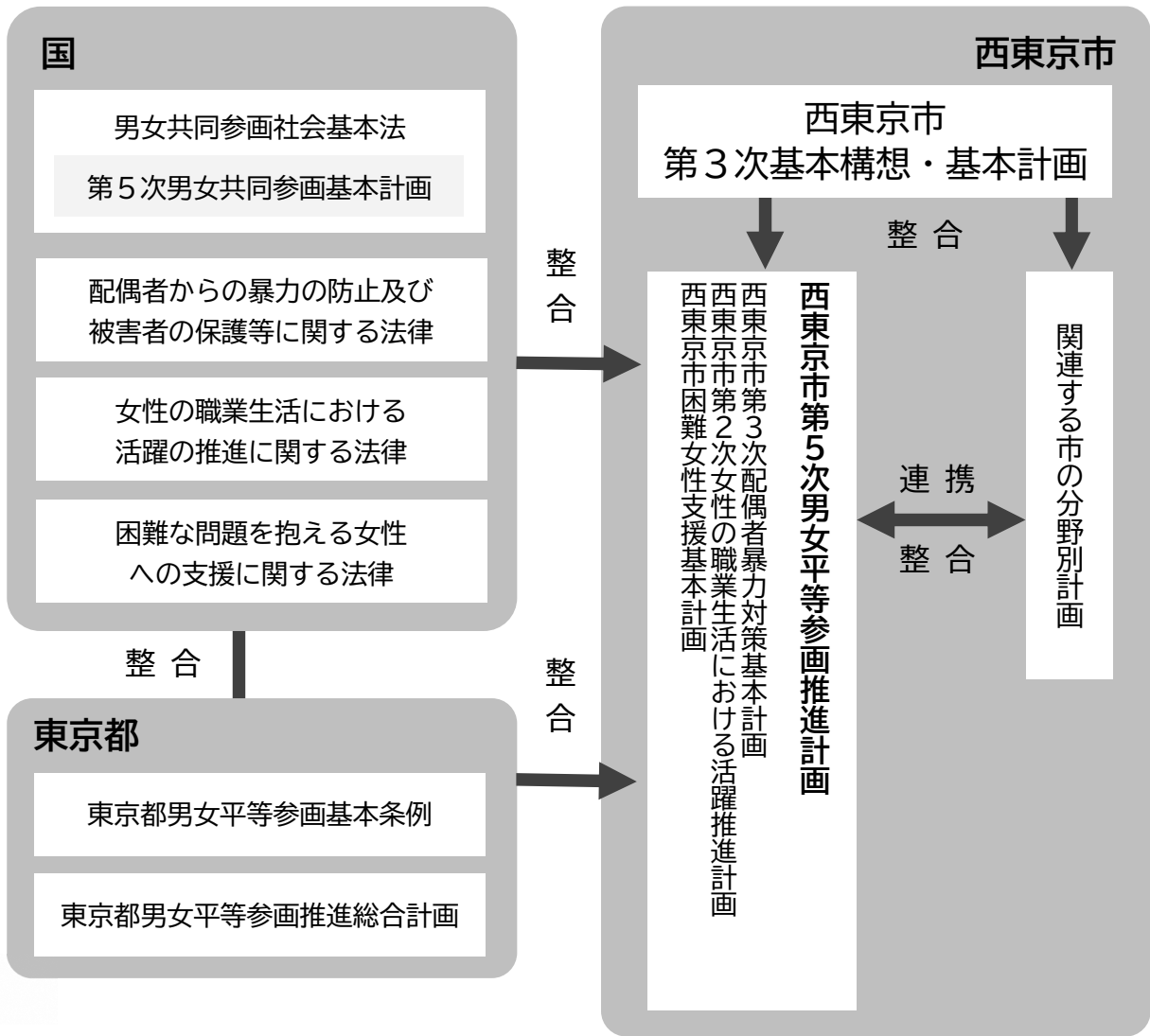
現行の第 4 次計画の計画期間が令和 5（2023）年度末で終了することを踏まえ、社会情勢の変化や市を取り巻く環境に対応するために、「西東京市第 5 次男女平等参画推進計画」を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」に該当し、「西東京市第 3 次配偶者暴力対策基本計画（以下、「配偶者暴力対策基本計画」という。）」として位置づけます。
- (3) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」に該当し、「西東京市第 2 次女性の職業生活における活躍推進計画（以下、「女性活躍推進計画」という。）」として位置づけます。
- (4) この計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第 8 条第 3 項に基づく「市町村基本計画」に該当し、「西東京市困難女性支援基本計画（以下、「困難女性支援基本計画」という。）」として位置づけます。
- (5) この計画は、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」、都の「東京都男女平等参画推進総合計画」の趣旨を踏まえて策定しました。
- (6) この計画は、「西東京市第 3 次基本構想・基本計画」や関連する他分野の計画と整合性を図りながら策定しました。
- (7) この計画は、男女平等参画社会をめざす第 1 次、第 2 次、第 3 次、第 4 次の計画を継承しています。

\* 一部の用語について、初めて計画書内に出てきた際には「※」を記載しており、用語の解説は資料編（69 ページ）に掲載しています。

◇計画の位置づけ



### 3 策定体制

#### (1) 「西東京市男女平等参画推進委員会」の開催

学識経験者や公募の市民等で構成された「西東京市男女平等参画推進委員会」において、計画素案の内容や計画案について審議し、ご意見をいただきました。

#### (2) 「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」、「男女平等参画に関する西東京市職員意識・実態調査」の実施

本計画の策定に必要な基礎資料とすることを目的に、無作為抽出した市民及び全職員を対象にアンケート調査を実施しました。

\*各調査の概要は資料編（72 ページ）に掲載しています。

#### (3) 「市民ワークショップ」、「事業者インタビュー」、「中学生インタビュー」の実施

本計画の策定に必要な基礎資料とすることを目的に、市民を対象としたワークショップと、市内事業者、市内中学生を対象とした個別インタビューを実施しました。

\*各調査の概要は資料編（73 ページ）に掲載しています。

#### (4) パブリックコメント、市民説明会の実施

市民の意見を幅広く聴取するために、計画素案に関するパブリックコメント（市民意見公募手続き）と市民説明会を実施しました。

### 4 計画の期間

この計画の期間は、令和 6（2024）年度から令和 10（2028）年度までの5カ年とします。

	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)
国			令和3（2021）年度～令和7（2025）年度 第5次男女共同参画基本計画							
東京都				令和4（2022）年度～令和8（2026）年度 東京都男女平等参画推進総合計画						
西東京市	令和元（2019）年度～令和5（2023）年度 西東京市第4次男女平等参画推進計画					令和6（2024）年度～令和10（2028）年度 西東京市第5次男女平等参画推進計画				

